

**令和7年度モズクサプライチェーン実態調査事業委託業務
企画提案仕様書**

本公募は、令和7年度の予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立決定後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、予めご了承ください。

1 業務名

令和7年度モズクサプライチェーン実態調査事業 委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）

3 事業目的

令和5年度にはモズクの在庫解消を図るため、販促事業によるプロモーションイベント活動や試食品開発に取り組んだ。しかしながら、コロナ禍の影響により①在宅時間の増加に伴う外食から内食へのシフト、②雇用情勢の急速悪化による不要支出の抑制、③ECサイトの利用増加など、消費形態が大きく変化しており、モズクのサプライチェーンにも影響があると考えられる。

そこで本事業では、アフターコロナにおける県内モズク生産漁協が抱える課題やモズクの流通量を詳細に調査するとともに、加工・流通・販売業者等へのヒアリングをとおしたモズクの流通構造を明らかにする。

3 委託事業内容

(1) 県内モズク生産漁協が抱える課題の抽出

県内モズク生産漁協のモズクの単価向上や生産拡大を妨げている各地の課題を把握し、今後県が行う施策の基礎資料とするため、各モズク生産漁協のモズク生産・流通・加工・販売の状況、生産規模・出荷体制等について詳細に調査し、課題を抽出する。なお、以下の点を考慮すること。

① 調査対象者は、県内でモズクを生産している全ての漁協

本島漁協（今帰仁、本部、名護、恩納村、宜野座村、金武、勝連、与那城、沖縄市、知念、国頭、羽地、石川、南原、読谷村、那覇地区、佐敷・中城、糸満）

離島漁協（伊是名、伊平屋村、伊江、久米島、座間味村、宮古島、八重山、渡嘉敷、池間、伊良部）

※下線部は「沖縄県もずく養殖業振興協議会」会員

② 調査を実施する際は、漁協職員に加え漁業者の意見も反映させること。

③ 各漁協が抱えている課題や取り巻く環境に差異がある点に留意しながら、調

査の実施を行い事業報告書をまとめること。

(2) モズクの流通構造の解明

県内モズク生産漁協や加工・流通・販売業者へのヒアリング調査等を実施し、県産モズクの流通構造を明らかにする。なお、以下の点を考慮すること。

- ① 生産者、漁協、加工業者、販売業者等各流通段階におけるモズクの流通量を統計的手法を用いて推計・分析の制度を高めること。
- ② 調査対象は、令和5年産とする。

(3) その他、提案内容

(4) 上記(1)～(3)に関する問い合わせ等に係る業務

(5) 報告書等の作成に関する業務

①事業実施計画書

- ・規格 : A4版
- ・部数 : 1部
- ・提出方法 : 電子ファイル及び紙媒体を契約締結の日から10日以内に提出すること

②委託事業報告書（公表予定）

- ・規格 : A4版
- ・部数 : 3部
- ・提出方法 : 電子ファイル及び紙媒体を事業完了後10日以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに提出すること

③ 提出先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁10階）

沖縄県農林水産部水産課

4 受託者における経費の計上及び限度額

本委託業務に係る各経費は税抜価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに金5,933,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で効果的かつ効率的な業務を提案すること。なお、各費目の内訳や積算根拠を明記すること。

- ・ 直接人件費
- ・ 直接経費（旅費、印刷製本費、使用料及び賃借料、消耗品費等）
- ・ 再委託費
- ・ 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内とすること。
- ・ 消費税（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。）

5 委託事業の経理

- (1) 委託業務に係る全ての経費の支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要である。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査され、これを満たさない場合は委託料の支払いができない場合がある。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、その使途を明らかにしておくこと。
- (3) 委託業務に係る支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (4) 委託料の支払については、委託業務完了後に提出する実績報告書に基づき支払うべき委託料の額を確定（実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額）し、精算払いを行う。
- (5) 委託業務を実施する場合、財産（備品等）の取得は認めないものとする。

6 再委託の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 事業説明及び問い合わせ業務、モズク生産漁協や加工・流通・販売業者に対するヒアリング調査業務、事業報告書作成等、その他委託成果に密接に関わる根幹的な業務。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計
- ・ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務。

7 成果物及び知的財産権の取扱い

- (1) 成果物の著作権及び所有権、知的財産権は、原則として委託元である県に帰属する。
ただし、本委託事業にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。
- (2) 成果物に係る著作権人格権を行使しないこと。
- (3) 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ① PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。
また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - ② 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許可を得ること。

8 その他の留意事項

- (1) 本件は、随意契約・企画競争方式の手続きを経て行うものであり、本委託仕様書に記載した内容については誠実に履行すること。
- (2) 事業の実施内容については、県と十分な打ち合わせを行い、事業の進捗状況を逐次報告すること。
不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するように努めなければならない。
- (3) 受注者は、本事業実施後、県の求めに応じ事業実施結果等についての説明等に応じること。なおその際の、旅費、謝金等の支払いは発生しないものとする。
- (4) 本委託仕様書に明記されていない事項及び詳細又は契約書に記載なき事項については県と協議すること。